広報 こざがわ
2007 4 No.97
発行　古座川町役場総務課　電話(代)0735-72-0180

平成19年度施政方針

古座川町長　奥根　公平

日本の経済が回復しつつあると伝えられておりますが、この地方の経済活動は低迷の一途を辿り、いつになれば景気がよくなるのか、その日が待ち遠しく思います。

行財政運営につきましては、自らの責任により行財政運営を行うという地方分権時代を迎え、多様化・高度化する町民意識の高まりを踏まえながら自立可能な行財政の運営に取組まねばならないと思います。

国が進める三位一体改革の中での厳しい財政運営ですが、国全体では景気のゆるやかな回復傾向にあるとは言われているものの、町税収入も依然として厳しく、本町を取り巻く状況は不透明であり、厳しい行財政環境が続くものと見込まれます。

このような経済環境の中でありますが、多種多様な住民ニーズに適切に対応していくことが必要であり、「国から地方へ」「官から民へ」、そして「小さな効率的な政府の実現」など、大きな改革推進の流れの中で、これまでとは異なる新しい視点から改革を進めることにより、住民サービスを充実させていくことが求められております。

市町村合併については19年度の大きな課題であると思います。県の策定した「和歌山県市町村合併推進構想」では当地方は新宮市と東牟婁郡一本の合併構想を発表されております。現在、合併した場合のメリット、デメリット、問題点等について資料収集、整理している状況で、今後結果報告が出次第、皆様にそれをお示して協議を重ねてまいりたいと思っています。

高齢者対策につつきましては、地域において福祉・保健・医療が連携を密にし、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援していく必要を強く感じています。

また、介護保険サービスを中心に、高齢者個々の取り巻く環境に応じ総合的な支援をしていきたいと考えています。

特に在宅支援につきましては、これまで実施してきた老人保健事業や介護予防・地域支え合い事業等を再編し、平成18年度から「地域支援事業」として取り組んできております。

平成20年度から現行の「老人保健制度」が改められ、75歳以上を対象とした「後期高齢者医療制度」が創設されます。運営主体は県内全ての市町村が加入する広域連合であります。広域連合は平成19年2月1日に設立され、現在運営開始に向けて準備事業が始まっております。

障害の早期発見、早期療育として保健所や児童相談所と連携をとり各種相談事業や家庭訪問を行っていますが、19年度では特に臨床心理士にも参加を依頼し、さらに専門的な分野で取り組んでいきたいと考えています。

診療所につきましては、高齢者が多い中、出張診療、往診、また、患者送迎車の新規購入による診療所への送迎体制の整備等により、地域に密着した医療機関として運営を維持してまいりたいと考えています。

地域住民の皆様方からは、特に救急医療体制の整備が求められていますが、現在は、消防署七川分駐所やドクターヘリ等により対応しており、今後も古座川病院との連携を密にし、診療所を中心に安定した体制確保を維持してまいりたいと考えています。

母子保健につきましては、少子化の中で健全な出産、育児に備えての妊婦教室や乳幼児健診を実施しています。また育児不安の解消のための親子教室や家庭訪問、母子保健推進員の積極的な活動等によりきめ細かな事業を行っていきます。

少子化対策として公立保育所の保育料は、国の基準に比べ50%から55%としています。国の基準より低い保育料を継続しながら保育所を維持してゆくことは財政的にも、大変なことですが、保護者負担を軽減することにより少子化対策に取り組みを続けてまいります。

地域全体で、子育てを支援する基盤の形成を図るため子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する子育て支援センター指導者を1名配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談、指導、子育て　サークル等への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として地域子育て支援センター事業を引き続き実施してまいります。

また、町単独での児童館行事やチャイルドシートの1万円を限度とした購入費補助、チャイルドシートの無料貸し出しを引き続き行います。

ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、ひとり親家庭扶助料を支給する制度も、財政事情が益々厳しくなる中とはいえ、少子化対策また子育てを支援するために継続して取り組んでまいります。

農業では鳥獣害の被害が多く見受けられるため被害防止に向けた取り組みをさらに推進してゆきたいと考えております。

観光につきましては、日本の桜百選に選ばれた佐田地区を中心に観光協会や地元の皆様にも協力を頂き桜の植栽を含めた景観保全に取り組みたいと考えています。また、注目を浴びる「清流古座川」を中心とした町づくり、日本の原風景が残ると言われておりますこの古座川町にある数々の風景を今後とも後世に残すために力を尽くしてまいります。

学校教育におきましては、「確かな学力」、「豊かな心」、「たくましい体」の育成に努めます。

また昨今の不審者対策、いじめ問題等については、あらゆる場において指導に全力で取り組み、家庭、地域、行政が一体となって、児童、生徒の安全確保を図り、いじめの防止とともに命の尊さや思いやりを大切にする指導を進めてまいります。

学校教育施設につきましては、18年度より施設の耐震化を進めておりますが、19年度内に明神小学校と古座中学校の耐震補強工事を行ないます。

また三尾川小学校へき地集会所の老朽化に伴い、耐震性にも問題があるということで、危険建物の改築事業である「安全・安心な学校づくり交付金」の対象事業として採択されるよう、建物の耐力度調査を行ないます。

社会体育施設の「古座川町民体育館」は、築後31年経過しており、災害発生時には地域住民の応急的な避難場所としての役割も果たすことから、安全面を確保することが必要不可欠であるため、耐震診断を行ないます。

引き続き厳しい財政状況が続きますが、健全財政を堅持しつつ積極的に行財政改革を推進し、多様化する町民の行政に対する要望に応えてまいりたいと存じますので、皆様方のご協力をお願い申し上げまして施政方針とさせていただきます。

平成19年度歳入歳出予算

歳入

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比%	前年度予算額	構成比%	比較増減	対前年比%
1. 町税	236,590	9.46	219,325	8.44	17,265	107.87
2. 地方譲与税	45,436	1.82	69,222	2.66	△ 23,786	65.64
3. 利子割交付金	2,383	0.10	1,314	0.05	1,069	181.35
4. 配当割交付金	1,083	0.04	668	0.03	415	162.13
5. 株式等譲渡所得割交付金	1,477	0.06	600	0.02	877	246.17
6. 地方消費税交付金	28,982	1.16	30,834	1.19	△ 1,852	93.99
7. 自動車取得税交付金	21,088	0.84	21,589	0.83	△ 501	97.68
8. 地方特例交付金	1,846	0.07	3,793	0.15	△ 1,947	48.67
9. 地方交付税	1,599,000	63.96	1,495,650	57.57	103,350	106.91
10. 交通安全対策特別交付金	631	0.03	636	0.02	△ 5	99.21
11. 分担金及び負担金	9,812	0.39	10,174	0.39	△ 362	96.44
12. 使用料及び手数料	18,156	0.73	18,332	0.71	△ 176	99.04
13. 国庫支出金	53,645	2.15	59,641	2.30	△ 5,996	89.95
14. 県支出金	136,732	5.47	114,621	4.41	22,111	119.29
15. 財産収入	3,850	0.15	2,098	0.08	1,752	183.51
16. 寄附金	1	0.00	1	0.00	0	100.00
17. 繰入金	7,237	0.29	108,123	4.16	△ 100,886	6.69
18. 繰越金	50,000	2.00	100,000	3.85	△ 50,000	50.00
19. 諸収入	42,851	1.71	41,379	1.59	1,472	103.56
20. 町債	239,200	9.57	300,000	11.55	△ 60,800	79.73
歳入合計	2,500,000	100.00	2,598,000	100.00	△ 98,000	96.23

歳出

（単位：千円）

款	本年度予算額	構成比%	前年度予算額	構成比%	比較増減	対前年比%
1. 議会費	53,279	2.13	52,517	2.02	762	101.45
2. 総務費	370,840	14.83	360,336	13.87	10,504	102.92
3. 民生費	454,770	18.19	460,186	17.71	△ 5,416	98.82
4. 衛生費	260,743	10.43	273,613	10.53	△ 12,870	95.30
5. 農林水産業費	216,933	8.68	239,751	9.23	△ 22,818	90.48
6. 商工費	15,823	0.63	8,169	0.31	7,654	193.70
7. 土木費	181,263	7.25	217,609	8.38	△ 36,346	83.30
8. 消防費	245,894	9.84	257,451	9.91	△ 11,557	95.51
9. 教育費	170,200	6.81	198,972	7.66	△ 28,772	85.54
10. 災害復旧費	2,088	0.08	2,092	0.08	△ 4	99.81
11. 公債費	509,964	20.40	512,001	19.71	△ 2,037	99.60
12. 予備費	18,203	0.73	15,303	0.59	2,900	118.95
歳出合計	2,500,000	100.00	2,598,000	100.00	△ 98,000	96.23

特別会計予算

（単位：千円）

会計名	予算額
国民健康保険特別会計	539,844
七川診療所特別会計	104,815
明神診療所特別会計	67,360
へき地診療所特別会計	11,682
老人保健特別会計	589,858
簡易水道施設特別会計	43,959
介護保険特別会計	436,668

浄化槽を設置されている皆様へ

浄化槽は、日頃の管理と定期的な清掃を怠ると、その機能を十分に発揮することができず、悪臭を発生させたり、結果的に河川等を汚すことになります。

快適な生活と、きれいで豊かな水環境を守るため、浄化槽を設置されている方は、法律で定められている次の3つの義務を必ず守ってください。

①保守点検

浄化槽が正しく機能しているかどうかを定期的（3ヶ月～4ヶ月に1回以上）にチェックする必要があります。

保守点検（維持管理）には専門知識や技能及び特殊な検査器具が必要であり、これらを備えた浄化槽管理士の資格を持った県の登録業者に委託して、適正に管理を行ってください。登録業者は、新宮保健所串本支所にお問合せ下さい。（℡72－0525）

②清掃

浄化槽の中には汚泥などが徐々にたまり、放置すると浄化槽の機能不良の原因となります。

市町村長の許可を受けた清掃業者に委託して、年1回以上清掃しましょう。

古座川町は、次の業者が地区割りをして、し尿の汲取り及び清掃を行っています。

三光衛生（℡72－0823）
植村衛生（℡72－0057）
やぶね衛生（℡72－0293）

③法定検査（11条検査）

保守点検・清掃とは別に、毎年1回、浄化槽が適正に維持管理されているかどうかを検査しなければなりません。理由もなく法定検査を受けないと30万円以下の罰則が、また、浄化槽を撤去したのに廃止届を提出しないと5万円以下の罰則が適用されることになります。

この検査は、（社）和歌山県水質保全センター（℡073－432－6433）が行い、検査の時期が近づくと案内があります。

合併浄化槽水質検査料金が値下げされます

平成19年4月1日から10人槽以下の合併浄化槽の水質検査料金が値下げされました。

設置後の検査（7条検査）15、000円が12、000円に、その後年1回の検査（11条検査）8、000円が6、800円となります。

この検査は必ず受けることが法律で義務付けられており、県の指定した検査機関で受けてください。

○指定検査機関・・・
（社）和歌山県水質保全センター　℡073－432－6433
○問合せ先
和歌山県生活排水課
℡073－441－3203（代表）
古座川町住民福祉課
環境衛生係
℡72－0180

国民健康保険よりお知らせ

平成19年4月1日から、事前の申請により70歳未満の方についても入院等に係る窓口での支払が一定の限度額にとどめられます。

(1)平成19年4月1日から、70歳未満の方（※1）が医療機関に入院したとき等（入院の他一部在宅医療）の高額医療費の支給方法が変わります。窓口負担が月単位で一定の限度額（※2）にとどめられ、窓口で多額の現金を支払う必要がなくなります。

(2)この取扱いを受けるためには、加入されている医療保険の保険者（※3）に事前の申請を行い、保険者から発行される認定証（※4）を医療機関の窓口に提示していただく必要があります。この手続きを行わない場合は従来どおりです。

(3)事前の申請に必要な手続きや転院した時の取扱い、さらに高額医療費の支給を受けられる場合など、ご不明の点がありましたら、詳しくは加入されている医療保険の保険者までお問い合わせ下さい。

※1　70歳以上の方については、既に同様の取扱いが行われており、今回は変更ありません。

※2　医療機関の窓口で支払う限度額は患者の方の所得区分に応じて異なります。なお、食事の負担額や差額ベッド代などの費用は高額医療費の支給対象には含まれません。

※3　健康保険組合、社会保険事務所（政府管掌健康保険）または市町村（国民健康保険）など

※4　平成19年3月末日までに「標準負担額減額認定証」の交付を受けている方（国民健康保険に加入されている方を除く。）は平成19年7月末日まで、当該認定証を医療機関の窓口に掲示することにより同様の取扱いを受けることができます。

県消防功労者定例表彰

3月23日に和歌山県民文化会館小ホール（和歌山市）において行われました表彰式での受賞者は、次のとおりです。（敬称省略）

【和歌山県知事表彰
…永年勤続功労章】
○団　本　部　副団長　大屋　寶作
○七川分団　分団長　岡崎　忠雄
○明神分団　班　長　宮本　進

【和歌山県消防協会総裁表彰
…勤続章（40年）】
○団　本　部　団　長　中谷　享輔

【日本消防協会長表彰
…勤続章（30年）】
○高池分団　班　長　濵田　隆三
○明神分団　班　長　山口　茂

4月2日より119番通報が串本町消防本部での一括受信となりました

従来、旧古座町、古座川町エリアからの119番通報は、古座消防署に入電していましたが、4月2日からは串本町消防本部で一括受信を行っています。

119番通報は、一般加入電話・公衆電話・携帯電話から掛けることができます。下記の要領で「落ち着いて、正確に話す」ことが大切です。

◎何があったのか？
あわてず、落ち着いて、「火事」か「救急」かをはっきり伝えてください。
◎場所はどこか？
町名・地名・番地をはっきりと！
◎どのような状況か
具体的にはっきりと！
◎あなたの名前、今掛けている電話の番号
出動隊に出動指令をかけた後、状況を確認するために電話をする場合があります。
※尚、緊急通報システムについても随時変更する予定です。

人事異動

平成19年4月1日付けで職員の人事異動がありました。（　）内は旧職名です。

○会計管理者兼出納室長　西前　啓市（住民福祉課長）
○総務課長　兼高池保育所長　中田　定（出納室長）
○住民福祉課長兼高池保育所長　宮本　益夫（総務課長）
○総務課長補佐　津本　拓（産業振興課長補佐）
○明神診療所専門員　大江　順彦（総務課専門員）
○産業振興課専門員　河口　洋（財政課専門員）
○住民福祉課係長　下村　賢一（七川診療所係長）
○財政課係長　谷口　好恵（総務課係長）
○総務課　網　恵（明神診療所）
○建設課　中根　友希（産業振興課）
○出納室　倉矢　優子（住民福祉課）
○産業振興課　西村　唯（建設課）
○七川診療所　杉本　涼（建設課）
○3月31日付退職　谷口　安代　仲本　正子

防災一口メモ（10）

非常持出品の用意をしよう！

地震の被災地に救援物資が届くまでには3日かかるといわれています。非常持出品は家族の構成を考えて必要な分だけ用意し、すぐに取り出せる場所に保管しておきましょう

行政相談をご利用ください

このような場合ご相談を

国の仕事などについて

- 苦情がある、困っていることがある
- 苦情を申し出たが、説明や措置などについて納得がいかない
- 苦情や困っていることなどについて、どこに相談したらよいかわからない
- 手続・サービスなどの関係で制度や仕組みがわからない

相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

なお、平成19年度5月以降の開設予定は次のとおりで町内放送によりその都度お知らせします。

平成19年度定例行政相談所開設年間計画

実施月日	地区名	開設場所
5月10日(木)	三尾川	三尾川生活改善センター
6月21日(木)	高　池	中央公民館
7月19日(木)	佐　田	七川総合集会所
8月　9日(木)	明　神	明神生活改善センター
9月13日(木)	小　川	小川生活改善センター
10月18日(木)	三尾川	三尾川生活改善センター
11月15日(木)	高　池	中央公民館
12月20日(木)	佐　田	七川総合集会所
1月17日(木)	明　神	明神生活改善センター
2月21日(木)	三尾川	三尾川生活改善センター
3月13日(木)	高　池	中央公民館

《参考》
①開設日は、5月・8月・9月・3月は第2木曜日、他の月は第3木曜日
②開設時間は、午後1時から4時まで

お問い合わせ
行政相談委員・小田豊彦（☎72－2988）
役場総務課（☎72－0180）